

# 酒井君子家文書

(採訪時住所 山口県大津郡宇津賀村立石)

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
1	1	明治21	1888			7	8	定約証(立石・津黄両浦、捕鯨営業ヲ条約スル事)	山口県阿武郡半安古町、大原千吉、武藤良輔、重村辰蔵、他22名	大原千吉殿	仮綴	1		10	1
1	2	明治21	1888			7	8	契約証(津黄・立石両浦において、捕鯨惣代と大原千吉との捕鯨営業条約につき)	大原千吉		縦紙	1		10	2
2		明治23	1890			1	28	(他処薬価人名簿等一括)	(酒井医会計)		一括	(3)		23	
2	1	明治23	1890			1	28	(他処薬価控帳)	(酒井医局)		横帳	1		23	1
2	2	明治29	1896			1	14	(他処薬価人名簿)	(酒井医局)		横帳	1		23	3
2	3	明治27	1894			3	11	(他処薬価人名簿)	(酒井医局)		横帳	1		23	2
3	1	明治33	1890			11	3	証(領収書、金2円50銭 長洲捕鯨株式会社株券代として)	事務員 松岡健蔵 <sup>㊟</sup> (長州捕鯨株式会社創立事務所)	発起人 酒井徹三殿	切紙	1		11	1
3	2	明治33	1900			11	3	(別冊定款一部差送申候につき書状)	長州捕鯨株式会社 創立事務所 <sup>㊟</sup>	発起人 酒井徹三殿	便箋	1		11	2
4		明治25	1892			12	28	(有限責任立津捕鯨会社発起人加名請求並ニ承諾書)	創立委員長 窪井東長 <sup>㊟</sup> , 創立委員 酒井徹三 <sup>㊟</sup> , 紹介人 荒井誠之助 <sup>㊟</sup>	石田英五郎殿, 岸野義衛殿	便箋	1		3	
5		明治26	1893			1		受書(石田英五郎撰任社長、立津捕鯨会社受領につき)	石田英五郎 <sup>㊟</sup>	有限責任立津捕鯨会社御中	便箋	1		4	
6	1	明治26	1893					記(明治26年より27年 戸割当付金)			折紙	1		21	1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
6 2							記(水産會へ仲掛金トシテ差出、割付金覚)			折紙	1		21 2
6 3							記(戸割付金)			折紙	1		21 3
7 1	明治27	1894			2	25	御届(魚市場構造の件 下書)	浦惣代 小池幾太郎, 酒井徹三, 他2名		豎紙	1		16 1
7 2							魚市場御届(市場組織及び資本等について)			便箋	1		16 2
8	明治31	1898		閏	7	6	記(捕鯨舟、縄竹、もり、けん等購入代金明細)	立石浦ノ 藤田亀太郎㊞		豎紙	1		9
9 1	明治31	1898			8	22	委任状(山田良亮へ捕鯨網代貸渡につき代理委任)	山口県大津郡宇津賀村字津黄立石両浦捕鯨開業二付人民惣代 酒井徹三㊞, 藤田亀太郎㊞		豎紙	1		2 1
9 2	明治31	1898			8	22	絵図(山口県大津郡立津捕鯨網代)			豎紙	1		2 2
10	明治33	1900			5	22	捕鯨器械其他見積書	立石津黄浦捕鯨業人民惣代 藤田亀太郎㊞, 酒井徹三㊞		豎紙	1		8
11	明治35	1902			11	25	証(津黄・立石両浦捕鯨網代貸渡につき)	捕鯨惣代人 斉藤信太郎, 木村亀蔵, 田村虎吉, 酒井徹三㊞, 他2名	酒井徹三殿	便箋	1		7
12 1	明治35	1902			11	29	証明願(津黄・立石両浦捕鯨惣代人ニ相違無き旨)	宇津賀村字津賀浦 区長 村岡倉松, 同村字立石浦 区長 酒井徹三㊞	宇津賀村長 木村玄甫殿	便箋	1		5 1
12 2	明治35	1902			11	29	証明願(津黄・立石両浦捕鯨惣代人ニ相違無き旨)	宇津賀村字津賀浦 区長 村岡倉松, 同村字立石浦 区長 酒井徹三㊞	宇津賀村長 木村玄甫殿	便箋	1		5 2

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
12	3						証明願（津黄・立石両浦捕鯨惣代人二相違無き旨下書）			便箋	1		5 3
13	明治36	1903		閏	8	30	申込書（捕鯨出資3口、金150円申し込み）	宇津賀村 酒井徹三	立石津黄両浦捕鯨合資社 発起人惣代 斉藤信太郎 殿	切紙	1		12
14	明治37	1904			6	17	勸第一二四七号（達、朝鮮海水産組合における漁民移住の計画について）	大津郡役所	宇津賀村長 木村玄甫殿	便箋	1		15
15	明治37	1904			9	15	丙第五七九号（牛疫発生蔓延につき通達）	宇津賀村役場印	区長 酒井徹三殿	便箋	1		6
16	1						委任状（宇津賀村立石浦酒井徹三・同村浜中長蔵ヲ、郡代理人ト定メ委任スル）	立石浦 金村辰蔵 <sup>印</sup> , 他2名, 津黄浦 田村太郎右工門 <sup>印</sup> , 他3名		便箋	1		1 1
16	2						委任状（下書）			切紙	1		1 2
17							鑑札流失ニ付上申（雛形）	土津村宇津賀村第 番地	県知事宛	切紙	1		13
18							(捕鯨会社海陸役員名及び人数覚)			切紙	1		14
19							告示 第九号（伝馬船、小伝馬船、櫓、松木等について）			便箋	1		17
20							(宇津賀村字立石・津黄両浦捕鯨営業)	山口県長門国大津郡宇津賀村字立石・津黄両浦人民惣代		縦紙	1		18
21							(明15日山口へ出立の儀、御決定相承候につき書状)			縦紙	1		19

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
22							(此度堀伊成ト定約ノ件ニ付異議無之人名一覽)			豎紙	1		20
23	1						(断簡)	(宇津賀村役場)		便箋	1		22 1
23	2						(人名22名列記)			切紙	1		22 2
23	3						(「山田堀だす 捕鯨立津具はなし」とあるのみ)			切紙	1		22 3
24							封筒(山口県大津郡宇津賀村立石 酒井君子家 寄贈第5号)			封筒	1	常民研(月島) 封筒	24

## 解題 酒井君子家文書

### 史料の概要と特色

「酒井君子家文書」は、昭和 27（1952）年 8 月、水産庁の委託を受けた財団法人時代の日本常民文化研究所が全国の漁村調査をした時に収集されたもので、現在、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所に保管されている。これらの文書は、旧整理では 33 袋・33 点として保管されてきたが、今回の整理方法では 37 点となった。保管状況は良好である。採録当時の記録では「昭和 27 年 8 月、寄贈」とあり、住所は大津郡宇津賀村立石であった。現在は長門市内となっている地区である。

第 1 表 酒井君子家文書分類表

文書の作成年代（明治 21 年～明治 37 年）

No.	業 種	点 数	項 目	点 数	備 考
1	漁業	18	漁業（捕鯨）	12	捕鯨関係の文書が多い。酒井徹三の名が見える
			漁業一般	6	魚市場
2	村	5	役場	4	宇津賀村長木村玄甫
			その他	1	
3	経済	8	経営	6	長州捕鯨株式会社
			流通	2	
4	その他	6	雑	6	
	合計	37		37	

▽「酒井君子家文書」採訪時住所 山口県大津郡宇津賀村立石 ▽現住所 山口県長門市油谷津黄、寄贈の記録あり。

「酒井君子家文書」を項目別に分類すると、上表のようになる。総点数は 37 点で、うち漁業関係が 18 点、村政関係が 5 点、経済関係が 8 点である。これらの

文書はすべて作成年代が明治期のものである。この文書群には捕鯨関係の文書が多く、他に経済、特に経営関係の文書も含まれているところから、酒井家は網元であったと推測される。しかし、本年度の訪問調査では酒井家を訪ねることはできなかった。

酒井家のある立石浦は、日本海に面した江戸期の津黄村にあった浦の一つであり、漁獲魚は萩や下関の間屋に卸された。輸送を担ったのは寄港した北前船である。地理的に見て、立石浦の東海岸沿いに隣接しているのが津黄浦で、西海岸沿いに隣接しているのが川尻浦である。ここでは捕鯨が古くから盛んであった。

隣接する漁場の、必然ともいえる境界紛争については『油谷町史』に詳しいが、津黄浦と立石浦との磯境は、天保3(1832)年10月1日に津黄浦高瀬と立石浦高瀬との間の境界領域がはっきりしないため、両地間の<sup>じかた</sup>地方から沖までの海上を上地(幕府に返上)させることで境界紛争の解決が図られている。その際、海上石などの納税は従来どおりとされ、漂着船や漂流物などについては両浦の折半とされたという。なお、その境界は明治35(1902)年12月に至って津黄浦と立石浦の漁人惣代が協議し、津黄浦高瀬と立石浦高瀬の中央にある赤岩を海境とすることで決着している(明治36年6月28日「宇津賀村津黄浦漁業組合理事組長田村虎吉願書」)。なお、漁場境界の紛争の経緯については『油谷町史』(362～386頁)に詳しいので、それを参照していただきたい。

ところで、立石浦近海では江戸期から明治期まで捕鯨(古くは突鯨漁法、後には大敷網漁法)が行われていたが、日清・日露戦争の影響を受け、明治42(1909)年頃に終了となった。ノルウェー式捕鯨業など海外からの近代漁法が導入されたこともその理由と考えられる(先祖伝来の網取り古式捕鯨業の廃絶)。捕鯨以外では、立石浦でサザエ・藻・ウニ・イカ・鯖・鯵・鯛・鰯・カマス・河豚・鰹・蛸・鰻などが漁獲された(『油谷町史』373頁)。

さて、隣接の浦々には漁業組合が設立されたが、それは次に示す第2表の通りである。立石浦漁業組合は明治36(1903)年5月19日の設立である。設立は明治34年4月「漁業法」公布を受け実施されたものであり、明治35年には「漁業組合規則」も施行された。1村、1組合が原則であったが、表に見るように実際には浦単位で創られている。また、大正5(1916)年10月には公設の魚市場も設立された。これらの漁業組合は、現在は山口県漁業協同組合の支店になって存続している。

第2表 隣接の漁業組合設立一覧

明治36(1903)年

No.	旧組合名	旧所在地	設立年月日	現在名	現住所
1	立石浦漁業組合	宇津賀村立石浦	明治36年5月19日	山口県漁業組合立石支店	長門市油谷後畑1615-1
2	津黄浦漁業組合	宇津賀村津黄浦	明治36年5月28日	山口県漁業組合津黄支店	長門市油谷津黄901
5	川尻浦漁業組合	向津具村川尻浦	明治36年6月29日	山口県漁業組合川尻支店	長門市油谷川尻631

本史料群には明治 21 (1888) 年「捕鯨営業契約証」(目録番号 1-2)、明治 33 (1900) 年 11 月「長州捕鯨株式会社設立に関する書状」(目録番号 3-2)、同「長州捕鯨株式会社株券証」(目録番号 3-1) が含まれており、「長州捕鯨株式会社株券証」には長州捕鯨株式会社創立事務所開設の発起人、酒井徹三の名前が確認される。酒井徹三は、当時捕鯨機械の見積りや捕獲鯨の予定見積りなどを作成し、これをもとに起業計画を立て、契約・定款を添え、株券の勧誘を行った。出資金は 1 株につき五十銭で、誰でも加入することができることにしたという。ところがこの約定書も、明治 35 (1901) 年には譲渡している。このように次々と捕鯨網代の貸借契約が変遷した。立石浦の島本曆一氏によると、当時、川尻浦鯨組と津黄・立石浦鯨組の海陸両面では喧嘩が頻発し、明治 40 (1904) 年頃を境に鯨組は廃絶したという (多田穂波『明治期山口県捕鯨史の研究』108~109 頁参照)。

抑々、捕鯨は藩政時代から大津郡や豊浦郡の沿岸で盛んに行われたが、明治中頃になると沿岸に近づく鯨が少なくなって不振に陥ったことも確かである。津黄・立石浦の鯨組は元禄 12 (1699) 年の創業以来、途中休業した時期もあったが、<sup>もあいだて</sup>両浦催合立で発展してきた鯨組である。ところが、立石浦から網代まで相当な距離があったため出漁に間に合わなかったり、追い込み最中に到着してせつかく網代の中に入れようとしていた鯨を後戻りさせるなど、捕獲に失敗することが再三起こり、慶応 2 (1866) 年まで遂に 1 頭の鯨も捕獲することができなかったという記録もある。そして、明治 4 (1871) 年に、やっと長曾鯨 1 頭捕獲したとある。このような状況が両浦では続き、再三にわたって争議が絶えなかった。ちなみに、浦ごとの捕鯨の創始をまとめると、第 3 表のようになる。

第 3 表 捕鯨創始年一覧表

No.	各 浦 名	創 始 年 代	所 在 地	そ の 他 (出典)
1	通浦	延宝 5 (1677) 年	長門市通	「早川家文書」
2	瀬戸崎浦	延宝 5 (1677) 年	長門市仙崎	「先崎共同記抜粹」
3	黄波戸浦	元禄 3 (1690) 年	大津郡日置村	「山口県勸業月報」第 2 号
4	角島沿海	元禄 10 (1697) 年	豊北町島戸・肥中浦	「豊浦郡水産資料」
5	川尻浦	元禄 11 (1698) 年	大津郡油谷町向津具	「堀家文書」
6	津黄・立石浦	元禄 12 (1699) 年	大津郡油谷町宇津賀	「堀家文書」

▽多田穂波『明治期山口県捕鯨史の研究』参照



また、その他に明治 27 (1894) 年「御届」(目録番号 7-1) や魚市場関係下書き、明治 31 (1898) 年の「委任状」(目録番号 9-1) が注目を引く。それは津黄・立石両浦捕鯨開業の人民惣代として酒井徹三の名が記されているからである。文書点数は少ないが、長州捕鯨株式会社創立に関する史料が酒井君子家文書群の中に発見されたことはわが国の漁業史研究、近代捕鯨史研究にとって大きな意義があるといえよう。他に捕鯨に関する史料としては「天野剛家文書」、『捕鯨調書』(河野良輔著) などが参考になる。

明治 35 (1902) 年 11 月作成の史料「証明願」(目録番号 12-1、12-2、15) には「宇津賀村立石浦区長酒井徹三」とある。また、同氏が「郡代理人」(目録番号 16-1) を務めた委任状も残されていることなど、酒井家が地元の有力者であったことが推測される。文書中に記されている酒井徹三が区長であったことがこれらの文書群が酒井家に伝存した理由といえるだろう。

(文責 鈴木江津子)